

(4.1.1、4.2.1) 危険な作業についてのリスク評価 ～熱中症対策の強化について～

美味しまねゴールド生産工程管理基準 4.1.1、4.2.1 より抜粋

- 4.1.1 ①圃場、作業道、倉庫・農産物取扱い施設及びその敷地等における危険な場所、危険な作業に関するリスク評価を年1回以上実施し、事故やけがを防止する対策を文書化している。
- 4.2.1 労働事故発生時の対応手順や連絡網が定められており、作業者全員に周知されている。

【 解 説 】

(1) 労働安全衛生規則の改正（令和7年6月1日施行）

近年の猛暑の影響で増加している熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、労働者への熱中症対策を義務付ける労働安全衛生規則（省令）が施行されます。

＜改正のポイント＞

- ① **早期発見するための体制整備**
- ② **応急措置、搬送等の手順作成**
- ③ 上記2点及び緊急連絡網等の**関係作業者への周知**

基本的な考え方



◇実施対象作業：「WBGT（暑さ指数）28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

(2) 生産工程管理基準における対応

美味しまね認証(GAP)では、労働安全に関する以下の項目で対応します。

- ・ **4.1.1** では農場での危険な作業に関するリスク評価を行い、対策を講じますが、熱中症もリスクの一つです。今一度、熱中症のリスク評価に漏れないか再点検し、対策を万全にしてください。
☆作業強度や着衣等の状況によっては、上記対象作業に該当しなくても熱中症のリスクが高まるため、状況に応じて対策を！
- ・ **4.2.1** では事故発生時の対応手順、連絡網を定め、周知します。熱中症の対応として、応急措置や搬送の手順など、次ページのフロー図を参考に必要な項目を盛り込みましょう。
- ・ **1.4.5、1.4.6** では、労働安全、労務管理の責任者は知識向上に取り組むことになっています。本改正の内容についてきちんと学習しましょう。

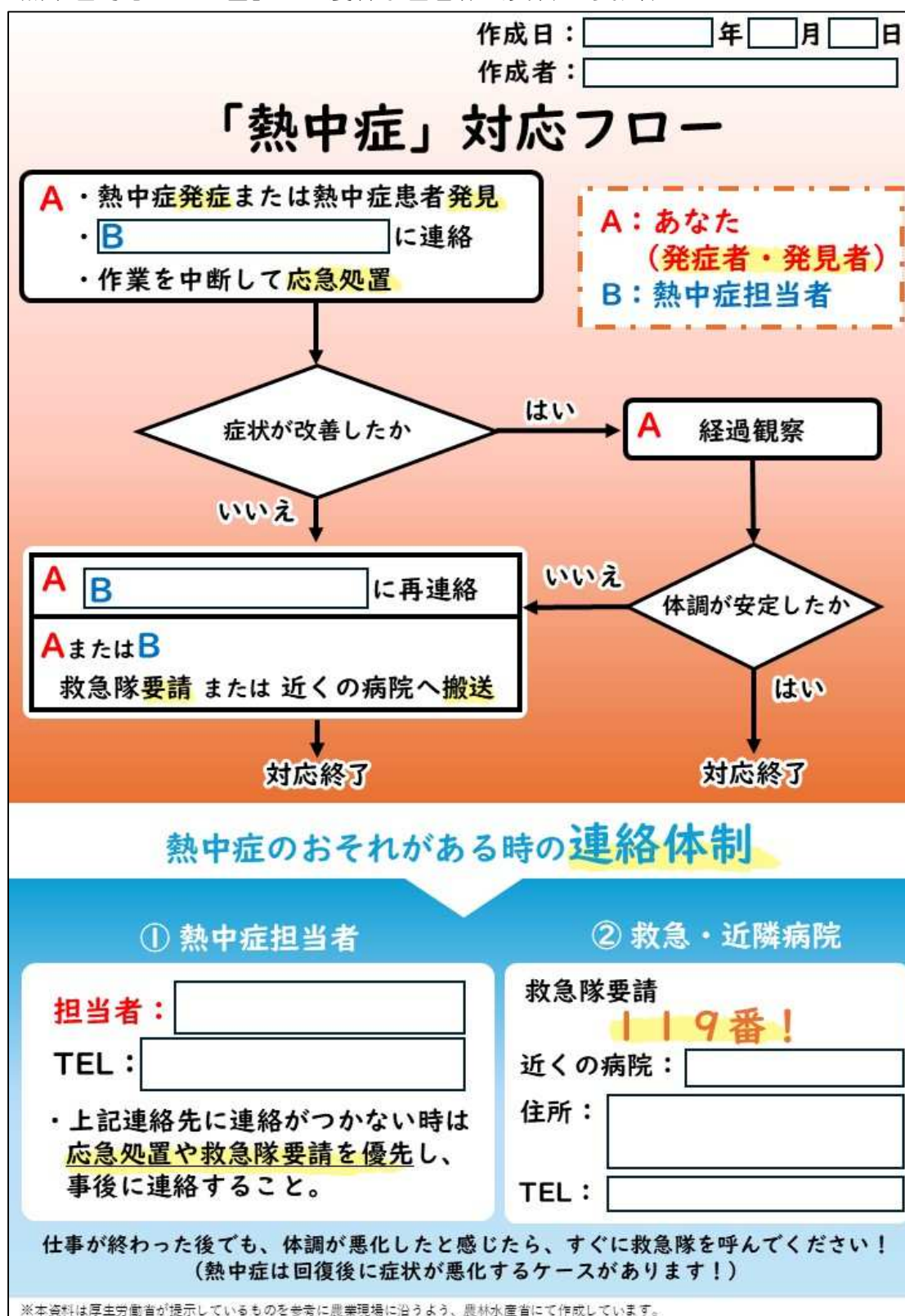


＜取組例＞

- ・「体制整備」→ 熱中症担当者への報告体制、バディ制の採用、定期連絡 等
- ・「手順作成」→ 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送などの手順フロー図を作成 等
- ・「関係作業者への周知」→ 必要事項を記載した「張り紙」の掲示 等



改正労働安全衛生規則の対象となるのは、労働者を雇用する事業者ですが、熱中症のおそれのある作業がある農場は、労働者以外の作業者についても上記の対応をしていきましょう。



★参考 農林水産省 HP「熱中症対策」ページ

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html

島根県農林水産部 産地支援課

美味しまね・GAPスタッフ

TEL:0852-22-6011 FAX:0852-22-6036

E-Mail:oishimane@pref.shimane.lg.jp

★美味しまね認証 HP <http://www.oishimane.com>

